

トイレ、台所、風呂などから発生する大量の汚水で川や海を汚さないため、社会インフラとして浄化施設は欠かせない。だが、大規模投資が必要な下水道処理施設が整備されていない地域はまだまだ多い。そんなところでは、簡便な「浄化槽」が活躍している。浄化能力に遜色はなく、設置費用が抑えられ、地震など災害の被

害も受けにくく万一の場合でも復旧は早い。このため、多くの自治体が中山間地など人口の少ない地域で下水道より重視するようになっており、国も法整備や補助制度を設けるなど、改善や普及を後押ししている。10月1日は「浄化槽の日」。浄化槽の役割や使用に当たっての注意点などをまとめた。

## あす10月1日は「浄化槽の日」

浄化槽は、住宅、会社、公共施設などに設置し、そこから発生する汚水を川などに流せるまできれいにする。1週間ほどで設置でき、一般的な住宅の場合、設置スペースは車1台分です。

知事の指定を受けた兵庫県水質保全センターが担い、年1回実施する。人に例えて言うと、「保守点検」「清掃」は日頃の健康管理、「法定検査」は健康診断に当たる。

理浄化槽」がある。旧式である単独処理浄化槽の新設は現在認められていない。しかし、いまだに単独処理浄化槽は全国で約400万基も残り、浄化槽全体の53%を占めている。老朽化して漏水などしている単独処理浄化槽も多い。ただ、処理能力の低い単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えは思うように進んでいない。兵庫県でも約8万2千基のうち単独処理浄化槽が3万8千基(46%)を占める(2017年末)。

# 家庭の汚水を分解・消毒

### ■微生物と薬剤で処理

浄化の仕組みはシンプル。微生物の力で汚水の有機物を分解し、薬剤で殺菌消毒する。浄化能力は下水道処理施設とほとんど変わらないし、悪臭も出ない。ただ、設備の維持管理は、基本的に個人が担う。所有者は、機能を発揮させるため定められた「保守点検」「清掃」「法定検査」を守らなければならない。

「保守点検」は、微生物に空気を送るポンプなどの設備チェックや薬剤の補充などだ。浄化槽の機能を維持させるためのもので、年3回以上の実施が義務づけられている。

「清掃」は汚泥の引き抜き、付属機器類の洗浄など。年1回以上必要とされている。

「法定検査」は、これら保守点検や清掃がきちんと行われているかを確認す

## 個人で維持管理 年3回保守点検義務付け



合併処理浄化槽の法定検査の様子。所期の機能を確保するために実施が義務づけられている

## 災害に強く設置も簡単

### ■6月に改正法成立

今年6月には合併処理浄化槽への切り替え促進などを目的とした改正浄化槽法が成立。来年度に施行される。浄化槽の役割が見直されるとともに、合併処理浄化槽の普及に弾みが付きそうだ。

改正浄化槽法では、新たな制度を導入。漏水などによる不具合が進んでいる単独処理浄化槽を「特定既存単独処理浄化槽」に指定し、都道府県知事が所有者に対して除却等必要な措置をとるよう助言・指導・勧告・命令ができるようになる。

換事業(10月31日募集終了)で、一定の基準を満たした場合、補助金事業に要する経費の半額を助成(県内の窓口は兵庫県水質保全センター)とする。

### ■経済性を比較調査

市川町や加古川市では、人口減が進むエリアの下水道整備計画の見直しに当たって、浄化槽との経済比較調査を兵庫県水質保全センターで実施した。調査結果を踏まえて、こうした地域では設備投資、維持管理、災害への強さなどを比べると総合的に浄化槽が優れているとして、大胆な方針転換を進めている。

## 合併浄化槽へ移行後押し 設備更新 国から助成

さらに同法では、「法定検査」の受検率向上も図る。浄